

南山城村公告第 17 号

公募型プロポーザルの実施について

8 南企委第 12 号 南山城村公式 LINE アカウント外部連携による機能拡張システム利用に係るサービス導入及び保守業務の委託契約について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により公募型プロポーザルを実施する。

令和 8 年 9 月 7 日

南山城村長 平沼 和彦